

年度限定保育事業のご案内

「年度限定保育事業」は、認可保育所等の空きスペースや余裕のある保育室を活用して、保育所等を利用できず保留となった1・2歳児を1年度限定でお預かりする事業です。

横浜保育室の利用と併せて、この事業の利用もご検討ください。

1 事業の概要 (受け入れできる児童の年齢や保育時間、利用料などは、実施施設ごとに異なります。)

区分	内容
対象児童	この事業を利用できるのは、保育所等の利用申請を行い、利用調整の結果、保育所等を利用できず保留となった1・2歳児で、次の(1)(2)(3)いずれも該当する方です。 (1) 横浜市内在住の方 ※保育士、看護師、保健師、助産師又は准看護師の資格を有しており、横浜市の待機児童の対策に資する施設・事業や保育施策・事業で保育業務に従事している場合には、横浜市内外在住の方も利用できます。 (2) <u>利用期間中も保護者のいずれもが「保育の必要性の認定基準」を満たす方</u> (3) <u>利用期間中も「保留」である方</u> 【必ずご確認ください！】 次の場合は、利用の継続ができません。 ア 本事業を利用中に利用申請の「取下げ」を行った場合 イ 保育所等に内定した場合 (※) ウ 育児休業から復職しなかった場合 利用開始後1か月以内に育児休業を終了し、復職する必要があります。 期間内に復職しなかった場合は、利用継続ができず退所となります。 ※年度途中でも利用申請の内容をお住まいの区の区役所こども家庭支援課で変更できます。 例えば、「他園に内定がでた場合に年度限定保育事業をやめてでも行きたい園のみに変更する」・「年度限定保育事業で通っている園のみに変更する」こともできますので、変更を希望する方は、各月の締切日までにお住まいの区の区役所こども家庭支援課に変更の申請をしてください。
利用期間	令和7年度末(2026年3月末日)まで 利用期間内であっても、給付認定決定通知書に記載されている認定有効期間が終了した場合には、利用を継続できません。 (例)求職中の方の認定有効期間は3か月のため、年度限定保育事業を利用できる期間は、認定開始から3か月以内となります。
申込方法	実施施設へ直接申込み 《必要書類》 (1) 年度限定保育事業利用申請書(第16号様式)及び別紙 (2) 令和7年度の施設・事業利用調整結果(保留)通知書の写し (3) 【両面】 給付認定決定通知書の写し(有効期間に利用開始日が含まれるもの)(※) (4) (該当者のみ) 多子減免届出書(第17号様式) (5) その他、実施保育所が求める書類 ※負担区分が適用期間外の方は「市民税・県民税課税(非課税)証明書」など税の負担額がわかる書類の写しをご提出いただきます。
申込受付期間	受付開始：令和7年3月11日(火) 受付締切：令和7年3月18日(火) 必着 (その後空きがある場合は随時受付) ※先着順ではありません。
利用の決定	利用申込者数が、実施施設で設定する受入枠を超えた場合には、実施施設において利用の可否を決定(※)します。 <u>令和7年3月21日(金)頃までに申込施設から保護者へご連絡します。</u> ※実施施設には保育の必要性などを考慮し、決定していただくようお願いしています。 また、待機児童対策として喫緊の課題となっている保育人材の確保に対する取組として、横浜市内の保育所等で働く保育士、看護師、保健師、助産師又は准看護師のお子さん(市外在住を含む)を対象に優先的に利用決定していただくようお願いしておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

区分	内容																																									
実施施設	横浜市のホームページでご確認ください。 実施施設の情報は随時更新しています。 ▷横浜市ホームページより検索																																									
	検索  年度限定保育事業のご案内																																									
月額 利用料	実施施設へ直接支払い 実施施設が定める基本保育料（11 時間）の時間帯における利用者負担額の上限 <table><tr><th rowspan="9">基本保育利用料 （上限）</th><th>給付認定決定通知書の 負担区分</th><th>基本保育利用料</th><th colspan="2">多子減免対象児童の 基本保育利用料</th></tr><tr><th></th><th></th><th>第 2 子</th><th>第 3 子</th></tr><tr><td>A～B</td><td>0 円</td><td>0 円</td><td>0 円</td></tr><tr><td>C～D 2 （E 0～E 5 を含む）</td><td>10,000 円</td><td>5,000 円</td><td>0 円</td></tr><tr><td>D 3～D 5</td><td>20,000 円</td><td>10,000 円</td><td>0 円</td></tr><tr><td>D 6～D 8</td><td>30,000 円</td><td>15,000 円</td><td>0 円</td></tr><tr><td>D 9～D 11</td><td>40,000 円</td><td>20,000 円</td><td>0 円</td></tr><tr><td>D 12～D 14</td><td>50,000 円</td><td>25,000 円</td><td>0 円</td></tr><tr><td>D 15～D 27</td><td>60,000 円</td><td>30,000 円</td><td>0 円</td></tr></table> ・市民税非課税世帯（負担区分：A～B）の方は幼児教育・保育無償化の対象となり、負担額が 0 円となります。なお、施設等利用費を実施施設が代理受領します。 ・利用開始時に決定した保育料は、原則年度途中の変更はありません。ただし、市民税額の年度更新に伴い、新たに無償化となる方、無償化でなくなる方については 9 月に変更します。7 月ごろに実施施設から書類の提出依頼がありますので、対象の方は必要書類の提出をお願いします。					基本保育利用料 （上限）	給付認定決定通知書の 負担区分	基本保育利用料	多子減免対象児童の 基本保育利用料				第 2 子	第 3 子	A～B	0 円	0 円	0 円	C～D 2 （E 0～E 5 を含む）	10,000 円	5,000 円	0 円	D 3～D 5	20,000 円	10,000 円	0 円	D 6～D 8	30,000 円	15,000 円	0 円	D 9～D 11	40,000 円	20,000 円	0 円	D 12～D 14	50,000 円	25,000 円	0 円	D 15～D 27	60,000 円	30,000 円	0 円
基本保育利用料 （上限）	給付認定決定通知書の 負担区分	基本保育利用料	多子減免対象児童の 基本保育利用料																																							
			第 2 子	第 3 子																																						
	A～B	0 円	0 円	0 円																																						
	C～D 2 （E 0～E 5 を含む）	10,000 円	5,000 円	0 円																																						
	D 3～D 5	20,000 円	10,000 円	0 円																																						
	D 6～D 8	30,000 円	15,000 円	0 円																																						
	D 9～D 11	40,000 円	20,000 円	0 円																																						
	D 12～D 14	50,000 円	25,000 円	0 円																																						
	D 15～D 27	60,000 円	30,000 円	0 円																																						
延長 保育料 間食代 夕食代	延長保育を利用する場合は、別途延長保育料をご負担いただきます。 また、利用する時間帯により、間食（おやつ）、夕食を提供しますので、その場合は、間食代、夕食代を実費負担していただきます。具体的な延長保育料、間食代、夕食代については、実施施設にお問い合わせください。 幼児教育・保育の無償化は「基本保育料」のみが対象です。延長保育料や間食代、夕食代は対象になりません。																																									
認可保育所 等の 利用調整	令和 7 年度の利用調整で保留となった方は、「取下げ」をしない限り、同一年度の 3 月まで利用調整の対象となります。同一年度中は利用調整時に「調整指数＋1」として優先順位を定めますので、利用開始後、速やかに在園（利用）証明書をお住まいの区の区役所こども家庭支援課に提出してください。 令和 8 年（2026 年）4 月の認可保育所等の利用申請時に、「1 ランクアップ及び調整指数＋5」を適用し、優先順位を定めます（「在園（利用）証明書」の提出は不要です）。なお、ランクの引上げ及び調整指数の適用については、令和 8 年（2026 年）4 月の入所の利用調整における基準日の状況で判断します。																																									

2 その他

- 給付認定決定通知書に記載されている内容に変更がある場合は、お住まいの区の区役所こども家庭支援課で「認定変更」の手続きが必要です。手続き後に交付される「給付認定変更決定通知書」の写しを実施施設に提出してください。
 ※「求職中」で利用し、仕事が内定または就労を開始した方は、区役所に「就労証明書」の提出が必要です。区役所に提出した書類の写しを実施施設に提出してください。
- 「育児休業から復職」で利用する場合には、復職後、2 週間以内に「就労証明書」（区役所に提出した書類の写しでも可）を実施施設に提出してください。
- 利用期間内に保護者が育児休業を取得した場合は、保護者の健康状態やその子どもの発達上環境の変化が好ましくないと考えられる場合など、児童福祉の観点から当該事業を引き続き利用することが適当と認められる場合において育児休業中も継続してご利用いただけます。なお、年度限定保育事業から利用調整を経て認可保育所等（同一施設含む）を利用することになった場合は、利用開始月中に育児休業を終了し、利用開始日の翌月 1 日までに復職する必要があります。
- 年度限定保育事業を利用されるお子さんよりも、年齢が下のきょうだい児が、利用調整を経て認可保育所等を利用することになった場合は、下のお子さんの利用料が軽減されます。4 月 1 日までに認可保育所等の所在区の区役所こども家庭支援課に「きょうだい児多子軽減届出書（裏：在籍等証明書）」を提出してください。

【お問合せ先】 横浜市こども青少年局保育対策課 年度限定保育事業担当 電話：045-671-4469

【令和7年度版】年度限定保育事業Q A

(1) この事業を利用した場合の利用料はいくらか？

利用料は、次表の金額を上限に実施施設ごとに設定しますので、直接、実施施設にお問い合わせください。

◆月額利用料（実施施設へ直接払い）

基本保育料 (上限)	実施施設が定める基本保育時間（11 時間）の時間帯			
	負担区分	基本保育利用料 (月額)	多子減免対象児童の 基本保育利用料（月額）	
			第2子	第3子
	A～B	0円	0円	0円
	C～D2（※1）	10,000 円	5,000 円	0円
	D3～D5	20,000 円	10,000 円	0円
	D6～D8	30,000 円	15,000 円	0円
	D9～D11	40,000 円	20,000 円	0円
	D12～D14	50,000 円	25,000 円	0円
	D15～D27	60,000 円	30,000 円	0円
	（※1）E0～E5も含めます。 ※利用開始時に決定した基本保育料は、原則、年度途中に変更することはありません。 ただし、市民税額の年度更新に伴い、新たに無償化となる方、無償化でなくなる方については9月に変更します。			
時間延長サービス	（例）基本保育時間が7時30分から18時30分までの保育所において 7時30分より前までと18時30分を超えて保育を利用する場合には、基本保育料とは別に実施施設ごとに設定する次の料金をご負担いただきます。 ●延長保育料：30分あたり1,700円（上限） ※多子減免対象児童は第2子：850円（上限）、第3子：0円 ●間食代（18時30分を超えて19時30分まで）：2,560円（上限） ※19時を超える場合、夕食を提供する保育所があります。 ●夕食代（19時30分を超えて閉所時間まで）：7,700円（上限）			

(2) 多子減免対象児童の要件は？また減免を受けるために必要な手続きは？

特定の施設・事業（※1）を利用する就学前児童をカウント対象とし、年齢の高いきょうだいかから順に第1～3子（第3子以降は第3子）と数え、第2・3子が年度限定保育事業の利用児童にあたる場合、利用料が減免されます。第2子は2分の1減免、第3子は全額減免です。ただし、副食費等は別途かかる場合がありますので、詳しくは施設あてにお問合せください。

多子減免を受けるには、利用開始時に実施施設に、多子減免届出書（第17号様式）とカウント対象となるきょうだい（第2子減免を受ける場合は第1子、第3子減免を受ける場合は第1・2子）が特定の施設・事業を利用していることを確認するための書類（※2）の提出が必要です。利用開始時に在籍等証明書を提出することが難しい場合は、利用開始後2週間以内に必ず実施施設に提出してください。

特定の施設・事業（※1）	添付書類（※2）
幼稚園、認定こども園、認可保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業	・施設・事業の利用料通知書の写し 又は ・施設を利用していることを当該施設長が証明した書類（在籍等証明書）
横浜保育室、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部、児童発達支援および医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、企業主導型保育事業、横浜市年度限定保育事業、横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業	・施設を利用していることを当該施設長が証明した書類（在籍等証明書）

(3) 年度限定保育事業は、保育無償化の対象となるのか？

市民税非課税世帯（負担区分：A～B）の方は幼児教育・保育無償化の対象となり、月額の基本保育料の利用者負担額が0円となります。

また、市民税額の年度更新に伴い、新たに市民税非課税世帯となり幼児教育・保育無償化の対象となる方、市民税課税世帯になり幼児教育・保育無償化の対象でなくなる方については9月に変更します。

なお、幼児教育・保育無償化による施設等利用費は実施施設が代理受領します。

(4) 令和7年度の利用調整で保留となったので、この事業を利用した場合に、希望の保育所に空きが生じても利用できないのか？

令和7年度の利用申請は、「取下げ」をしない限り、当該年度3月末まで有効です。希望の保育所に空きが生じた時には、利用調整の対象となります。

なお、利用調整時に「調整指数+1」として入所の優先順位を定めるため、利用開始後に在園（利用）証明書をお住まいの区の区役所こども家庭支援課に提出してください。

(5) 年度限定保育の利用を継続したいので、利用申請の「取下げ」、または、内定した保育所を「辞退」してもいいか？

本事業は、利用期間中も「保留」である方が利用できる制度です。そのため、本事業を利用中に利用申請の「取下げ」を行った場合、または、希望の保育所に内定した場合は、この事業の利用を継続することはできません。

なお、年度途中でも利用申請の内容はお住まいの区の区役所こども家庭支援課で変更できます。例えば、他園に内定がでた場合に年度限定保育事業をやめてでも行きたい園のみに変更する、あるいは、年度限定保育事業で通っている保育所のみに変更することもできます。変更を希望する方は、各月の締切日までにお住まいの区の区役所こども家庭支援課に変更の申請をしてください。

(6) この事業を利用した場合に、令和8年度（2026年度）も利用を継続できるのか？

この事業を利用できるのは、令和8年（2026年）3月末までの期間限定となります。

なお、令和8年（2026年）4月の認可保育所等の利用申請時に、「1ランクアップ及び調整指数+5」を適用し、入所の優先順位を定めます（「在園（利用）証明書」の提出は不要です）。ランクの引上げ及び調整指数の適用については、令和8年（2026年）4月入所の利用調整における基準日の状況で判断します。

(7) 横浜市内在住であるが、この事業を利用できるのか？

この事業を利用できるのは、横浜市内在住の方です。

ただし、保育士、看護師、保健師、助産師又は准看護師の資格を有しており、横浜市の待機児童の対策に資する施設・事業や保育施策事業（※1）で保育業務に従事する又は内定している（派遣職員は除く）場合には、横浜市内在住の方でも利用できます。

※1 市内の認可保育所、認定こども園、横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、企業主導型保育事業、横浜市私立幼稚園等預かり保育事業（市型預かり保育）実施園、横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業実施園、乳幼児一時預かり事業又は病児・病後児保育事業

なお、横浜市私立幼稚園等預かり保育事業（市型預かり保育）実施園、横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業実施園については、幼稚園教諭も可とします。

(8) 現在は横浜市内在住であるが、横浜市に転居すれば、この事業を利用できるのか？

この事業の利用申込をする時点で、横浜市が交付する「給付認定決定通知書」及び令和7年度（2025年度）の「施設・事業利用調整結果（保留）通知書」（市外の保育所等のみの申請の場合は、当該自治体が発行する保留通知書）が必要です。

(9) 年度限定保育利用中に育児休業を取得し、その後利用調整を経て、同一の保育園を利用することになった場合、育児休業取得したまま継続して保育園の利用はできるか？

年度限定保育事業利用期間内に保護者が育児休業を取得した場合は、保護者の健康状態やその子どもの発達上環境の変化が好ましくないと考えられる場合など、児童福祉の観点から当該施設・事業を引き続き利用することが適当と認められる場合において育児休業中も継続してご利用いただけます。

ただし、年度限定保育事業から利用調整を経て認可保育所等（同一施設含む）を利用することになった場合は、利用開始月中に育児休業を終了し、利用開始日の翌月1日までに復職する必要があります。

(10) 転園保留となった場合には、この事業を利用することはできるのか。

引越し等、やむを得ない事情により登園することが難しい場合を除き、原則として、転園保留による利用はできません。